

●香川県告示第86号

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成20年2月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指名停止期間の特例)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号又は第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、当該有資格業者に係る指名停止の期間を当該長期の2倍までの範囲内で定めることができる。ただし、その期間は、<u>36月</u>を超えることができない。</p> <p>4 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件（以下この項において「措置要件」という。）に係る指名停止の期間中又は満了後更に措置要件に該当することとなった場合において、その原因となる行為その他の事実が当該指名停止の期間の満了後5年を経過するまでの間（指名停止中を含む。）にあったときにおける指名停止の期間の長期は、当該各号若しくは第1項に規定する長期又は前項の規定により定めた期間に、当該各号又は第1項に規定する長期に更に措置要件に該当することとなった回数（一の措置要件に係る指名停止の開始の日前に他の措置要件に該当する原因となる行為その他の事実があった場合にあつては、それに係るものを除く。）を乗じて得た期間を限度として加算した期間とすることができる。ただし、その期間は、<u>36月</u>を超えることができない。</p> <p>5 略</p> <p>6 指名停止中の有資格業者について、新たに指名停止を行うこととなったときは、当該指名停止に係る期間に既に措置されている指名停止の期間の残存期間を加算する。<u>ただし、加算後の指名停止の期間は、36月を超えることができない。</u></p>	<p>(指名停止期間の特例)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号又は第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、当該有資格業者に係る指名停止の期間を当該長期の2倍までの範囲内で定めることができる。ただし、その期間は、<u>24月</u>を超えることができない。</p> <p>4 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件（以下この項において「措置要件」という。）に係る指名停止の期間中又は満了後更に措置要件に該当することとなった場合において、その原因となる行為その他の事実が当該指名停止の期間の満了後5年を経過するまでの間（指名停止中を含む。）にあったときにおける指名停止の期間の長期は、当該各号若しくは第1項に規定する長期又は前項の規定により定めた期間に、当該各号又は第1項に規定する長期に更に措置要件に該当することとなった回数（一の措置要件に係る指名停止の開始の日前に他の措置要件に該当する原因となる行為その他の事実があった場合にあつては、それに係るものを除く。）を乗じて得た期間を限度として加算した期間とすることができる。ただし、その期間は、<u>24月</u>を超えることができない。</p> <p>5 略</p> <p>6 指名停止中の有資格業者について、新たに指名停止を行うこととなったときは、当該指名停止に係る期間に既に措置されている指名停止の期間の残存期間を加算する。</p>



17～24 略
---------

ないで公訴を提起されたとき。
----------------

17～24 略
---------

。 附 則

- 1 この要領は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県建設工事指名停止等措置要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。